

	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>トラステイド・トラベラー・プログラム、デジタルノマド及びロングステイ制度について、対象国を追加することにより、不法滞在者が増加するのではないかと懸念されている問題や社会保障を悪用する外国人が増加するといった我が国の財政と治安を更に悪化させる原因ともなることから反対である。</p> <p>対象国の追加は、最低でも電子渡航認証制度を開始してから考えるべきである。また、保護観察のように定期的に生活を報告する義務を課すなど、オーバーステイや犯罪の可能性を下げるような条件を追加すること、犯罪行為があった場合は不起訴にせず国内で処罰、もしくは強制送還や再入国の禁止など厳しい罰則を設けるべきである。</p>	<p>本告示改正は、トラステイド・トラベラー・プログラム等の対象となる外国人の要件としての特定の国にパラグアイ共和国を追加すること等を内容とするものですが、トラステイド・トラベラー・プログラムについては、例えば、その利用希望者登録に当たって十分な資力信用があることが認められることなどを要件とするカテゴリーを設けるなど出入国管理上のリスクが低い信頼できる渡航者を自動化ゲートの対象としており、ロングステイの活動については、申請時において申請者及びその配偶者の預貯金の額の合計額が3,000万円以上であることなど、デジタルノマドの活動については、申請時において1,000万円以上の年収があることなどを要件としており、不法滞在や我が国の公共の負担となることなどのおそれの低いものを対象としているところ、本告示改正は、我が国とギリシャ共和国との間で租税条約を締結したこと並びにパナマ共和国に対する査証免除措置が開始されたこと及びパラグアイ共和国に対する査証免除措置が開始される予定であることに伴い、各制度の趣旨やこれまでの運用状況等を踏まえた上で、対象となる国を追加するものです。各制度は、インバウンドの増加による経済効果や日本人との交流による我が国のイノベーションの促進及び国際交流に寄与するものであり、必要な改正であると考えています。</p>
2	<p>改正案において、ビザ免除国の国民を対象に「特定活動（長期間の観光・保養）」の在留資格を拡大し、長期滞在を促進する方針について、観光振興や地域経済の活性化、特にコロナ禍後の観光需要回復に寄与するものと期待できることから賛同します。</p> <p>しかし、以下の2点について懸念があるため、具体的な対策を講じることを提案いたします。</p> <p>【不法滞在のリスクへの対応強化】 観光ビザを悪用した滞在延長が既に一部で問題となっており、ビザ免除国からの長期滞在を認めることで、オーバーステイ（不法滞在）が増加する可能性が懸念されることから、この改正案が不法滞在を助長しないよう、以下の対策を強く求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国時の審査の厳格化 ・滞在中の活動報告の義務化 <p>【地域住民との調和と社会負担への対策】 観光振興は重要ですが、過去に外国人観光客によるゴミ出しルールの不遵守や騒音問題が報告されており、長期滞在者が増加することで、地域住民との摩擦や社会的な負担といった問題が顕著になるおそれがあります。</p> <p>また、本邦に滞在する外国人の緊急時における医療利用が発生した場合において、国民健康保険の適用外である外国人が未払いのまま帰国するケースが問題となっており、富裕層向けの長期滞在とはいえ、医療費負担の問題も懸念されます。</p> <p>以下の対策を提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との摩擦防止のためのガイドライン作成 ・医療費負担のルール明確化 	<p>在留資格「特定活動」（観光・保養等を目的とする長期滞在者及びその配偶者）の在留諸申請の時点において、申請者に対し、申請人の滞在中の活動予定を説明する資料や申請人（及びその配偶者）名義の銀行等の預貯金口座の現在残高及び申請の時点から遡って過去6か月分の当該口座の入出金が分かる資料（預貯金通帳の写し等）の提出を求め、当該情報をもとに適切に審査しています。</p> <p>また、出入国在留管理庁では、在留外国人が我が国において安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報（在留手続、労働関係法令、社会保険、防犯、交通安全等）をまとめた「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、「外国人生活支援ポータルサイト」において、やさしい日本語を含む19言語で公開するなど、在留外国人に対し、我が国の日常生活におけるルール・生活習慣等の理解促進に努めています。</p>